様式第17号(第7条関係)

　　(表)

|  |  |
| --- | --- |
| 9.25cm | 　 |
| 身分証明書第　　　　　号　　職氏名　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日生　　上記の者は、福井県工業用水道条例第21条第1項の規定により立入検査をする職員である。年　　月　　日交付　　　福井県知事　　　　　　　　印　　 | 6.10cm |

　　(裏)

|  |  |
| --- | --- |
| 9.25cm | 　 |
| 福井県工業用水道条例抜粋　(立入検査)第21条　管理者は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に給水施設の所在の場所または使用者の事業所に立ち入り、給水施設、受水槽その他の物件を検査させることができる。　2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。　3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。　(給水の停止)第22条　管理者は、使用者が次の各号の一に該当するときは、30日の範囲内において期限を定めて給水を停止することができる。　(4)　第10条第2項の規定による検査、第17条第1項の規定による点検または前条第1項の規定による検査を拒み、妨げまたは忌避したとき。 | 6.10cm |